

(別 紙)

食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書（案）

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することを目指している。

過去半世紀にわたり日本は米国の余剰農産物のはけ口とされ、輸入自由化を迫られ続けてきた。その結果、日本の食料自給率はカロリーベースで38%と異常な水準まで低下し、肥料・飼料・種子などを考慮すればさらに自給率は大きく下がる。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされてきたが目標を達成したことは一度もない。現行基本法は、「基本計画」で「自給率向上目標」を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためである。

さらに政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけを格下げして、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。

自給率が異常に低下した日本を世界的な食料危機が直撃している。ロシアのウクライナ侵略による小麦などの高騰もあるが、より根本的には、約8億3000万人が飢餓状態という世界的な食料不足、地球規模での食料危機である。「食料は外国から輸入すればいい」という時代は終わっている。

いま日本は、国連公認の飢餓国に認定され、年々その数値が上がっている。「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な政策の見直しを国会に報告させるなど、食料自給率の向上を政府の法的義務とする必要がある。

よって、国においては、「新基本法」制定にあたっては、食料自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 宛